

\* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

### 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和4年度予算)

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.5千万円

(歳出) ・社会保障施策経費 3億6千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	23,029	15,899	7,130
	高齢者福祉事業	43,353	39,670	3,683
	児童福祉事業	49,259	13,353	35,906
	ひとり親福祉事業	486	240	246
	小計	116,127	69,162	46,965
社会保険	介護保険事業	65,906	4,026	61,880
	国民健康保険事業	69,526	24,298	45,228
	後期高齢者事業	40,150	10,273	29,877
	小計	175,582	38,597	136,985
保健衛生	保健衛生事業	62,065	14,870	47,195
	予防事業	11,480	2,058	9,422
	小計	73,545	16,928	56,617
合計		365,254	124,687	240,567

\* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。